

○確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則

平成17年5月10日
公安委員会規則第12号

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則をここに公布する。

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録及び更新の申請)

第2条 委託規則第2条第1項に規定する登録の申請又は同条第3項に規定する登録の更新の申請は、登録・登録の更新申請書(別記第1号様式)を当該法人の主たる事務所を管轄する警察署長を経由して鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の登録・登録の更新申請書には、委託規則第2条第2項に規定する書類を添付しなければならない。

(登録及び更新の結果の通知)

第3条 公安委員会は、前条第1項の登録・登録の更新申請書を提出した法人に対して、当該申請の結果を登録(更新)通知書(別記第2号様式)又は登録(更新)申請に関する通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第4条 委託規則第7条第1項に規定する駐車監視員資格者講習の受講の申込みは、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記第4号様式)を申込者の住居地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者講習受講申込書には、委託規則第7条第2項に規定する写真をちょう付しなければならない。

(駐車監視員資格者認定の申請)

第5条 委託規則第10条第2項に規定する認定の申請は、認定申請書(別記第5号様式)を申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書には、写真をちょう付するとともに、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付申請)

第6条 委託規則第9条第2項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請及び委託規則第10条第5項に規定する認定書の再交付の申請は、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(別記第6号様式)を申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の交付申請)

第7条 委託規則第11条第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請は、駐車監視員資格者証交付申請書(別記第7号様式)を申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者証交付申請書には、委託規則第11条第2項第1号から第3号までに規定する書類を添付し、及び同項第4号に規定する写真をちょう付しなければならない。

(駐車監視員資格者証の不交付の通知)

第8条 公安委員会は、前条第1項の駐車監視員資格者証交付申請書を提出した者に対して、駐車監視員資格者証を交付しないことと認めたときは、駐車監視員資格者証の交付申請に関する通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付申請)

第9条 委託規則第13条第1項に規定する駐車監視員資格者証の書換え交付の申請は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(別記第9号様式)を申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 委託規則第13条第2項に規定する駐車監視員資格者証の再交付申請は、駐車監視員資格者証再交付申請書(別記第10号様式)を申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

3 第1項の駐車監視員資格者証書換え交付申請書及び前項の駐車監視員資格者証再交付申請書には、委託規則第13条第3項に規定する写真をちょう付しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、確認事務の委託法人の登録の手続等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成17年5月10日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、この規則の適用については、改正道路交通法附則第2条の規定により改正道路交通法第3条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の道路交通法とする。

附 則(平成19年9月18日公安委員会規則第22号)

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

附 則(平成28年4月1日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月6日公安委員会規則第12号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月19日公安委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年11月18日公安委員会規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月17日公安委員会規則第8号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

収入証紙

ちょう付欄

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	
※ 登録番号	

登録
登録の更新 申請書

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の更新の申請をします。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)

(法人の名称)

(代表者の氏名)

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話()
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他()
(ふりがな) 代表者の氏名	

(登録の更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	〔法人関係〕	〔各役員関係〕
	☐ 定款・寄附行為等	☐ 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。)
	☐ 登記事項証明書	☐ 診断書
	☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	☐ 資機材を保有する旨の誓約書	
	☐ 駐車監視員資格者証の写し(2人以上)	
	☐ 事務所に係る資料	

注 ※欄には記載しないこと。

第2号様式 (第3条関係)

第 号

登 録 (更 新) 通 知 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新 を行い、下記のとおり登録簿に
登載したので通知します。

記

登録(更新)年月日	年 月 日(有効期限 年 月 日)
登 録 番 号	第 号

注 登録の更新は、有効期限の 月前から 月前までの間に申請してください。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



第 号

登録(更新)申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新 の 申
請については、下記の理由により登録(更新)しないこととしたので通知します。

記

理 由

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



第4号様式(第4条関係)

(表)

収入証紙
ちょう付欄

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍			
	住 所	都道府県		
		電話 () (自宅・携帯)		
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)	
	勤務先その他の連絡先	電話 ()		
受講希望 年 月 日				

実 施	※ 受講年月日 (修了考査)	(年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日)	※修了考査の結果	合・否
	※ 受講場所			
	※ 受講番号			

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをちょう付すること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

第5号様式(第5条関係)

収 入 証 紙

ち ょ う 付 欄

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県	
		電話 () ー	(自宅・携帯)
	(ふりがな)		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
勤務先その他の連絡先	電話 () ー		

実 施	※ 認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合・否
	※ 受 検 場 所			
	※ 受 検 番 号			

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをちよう付すること。

3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

第6号様式(第6条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証明書再交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 — 都道府県 電話() — (自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	勤 務 先 その他の連絡先	電話() —
証 明 書	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
再 交 付 を 申 請 す る 事 由		

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第7号様式(第7条関係)

収入証紙 ちょう付欄

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申請者	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県 電話() ー (自宅・携帯)	
	(ふりがな)		写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	勤務先その他の連絡先	電話() ー	
証明書	番 号		
	交付年月日	年 月 日	

※添付書類	☐ 修了証明書又は認定書 ☐ 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。) ☐ 診断書 ☐ 誓約書 ☐ 写真2枚(うち1枚ちょう付)
-------	--

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

第 号

駐車監視員資格者証の交付申請に関する通知書

(申請者住所)

(申請者の氏名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

記

理 由

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



第9号様式(第9条関係)

収入証紙 ちょう付欄

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申請者	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県 電話() — (自宅・携帯)	
	(ふりがな)		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	勤務先その他の連絡先	電話() —	
資格者証番号	資格者証番号		
	交付年月日	年 月 日	
書換え交付を申請する事由			

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第10号様式(第9条関係)

収 入 証 紙

ち ょ う 付 欄

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍		
	住 所	都道府県	
	(ふりがな)		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	勤務先その他の連絡先	電話 () —	
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号		
	交付年月日	年 月 日	
再 交 付 を 申 請 す る 事 由			

注1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。